

携を緊密にする。

第三章 本会の活動姿勢

第五条 本会は一般市民の自主的参加によつて組織された市民団体であり、その運営、活動は特定の企業、政治団体、政治家等の干渉を受けな

第四章 会 員

第六条 本会の会員は正会員と賛助会員よりなる。

会員は本会の目的に賛同し、規約を守り、会費を納入するものとする。また、本会の目的に賛同し、執行委員会の承認を得て所定の賛助会費を納入する個人を賛助会員とする。

第七条 会員は本会の開催する総会、懇談会、講演会等に出席し、本会の運営活動に不可欠の資料収集、調査研究に協力し、より多くの市民に自然保護の意義を認識してもらひ為の各種活動に参加することが望ましい。

第八章 本会の財源は、会費、寄附金、その他の収入をもつてこれにあてる。

第九條 本会は一、執行委員五(十名(書記、会計を含む))、副委員長、顧問は必要に応じて、これを置くことにする。

第九章

但し、寄附金に関しては、特定の企業体、政治団体、政治家、および特定の商店からの宣伝目的の寄附金は一切これを受けない。また既に公害源となっているか、今後なる可能性のある企業体からの一切これを拒否する。

本会の活動は原則として無報酬とする。資料収集、実地調査研究の際の交通費、食事代等は自弁とする。但し、刊行物の作成、講習会の開催、通信費等は必要経費として、財源より支弁する。

第十条 本会の会計年度は、毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日をもつて終わる。

第六章 役 員

本会には次の役員を置く。

一、会長 一名

一、書記 一名

一、会計 二名

一、監事 二名

一、執行委員五(十名(書記、会計を含む))

第十二條 前記役員は総会に於て選出される。

第十三條 副会長、顧問は必要に応じて、これを置くことにする。